

評価結果報告書（事前評価）

研究の実施者	法務総合研究所
研究課題	アルコール（飲酒）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究
事業等の内容	<p>1 課題・ニーズ</p> <p>平成15年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の中で、「矯正処遇の強化」及び「更生保護制度の充実強化」が掲げられるなど、政府の方針として、受刑者及び保護観察対象者の問題性に即したきめ細かな処遇が望まれるところであり、取り分け更生保護に関しては平成18年6月の「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書において、特に問題飲酒を例に挙げて保護観察対象者の問題性に即した処遇プログラムの開発・実施の必要性が指摘されている。アルコール（飲酒）については、更生を阻む要因の一つとして指摘できるのみならず、最近の社会の耳目を集めた飲酒に起因する危険運転のほか、飲酒時の殺人、放火、傷害、暴行、問題飲酒による生活の崩れによって引き起こされる詐欺、窃盗等を見ても、犯罪と関連する大きな要因の一つとして考えられている（例えば、平成17年12月末現在の保護観察の類型認定状況を見ても、問題飲酒者は仮釈放者及び保護観察付き執行猶予者の全体の約8%を占め、覚せい剤事犯者、無職等の者に次いで多い。）。</p> <p>そのため、アルコール（飲酒）の問題を有する犯罪者の再犯防止を期するには、その実態を的確にとらえた上、問題性に即して、実証的な調査・研究に基づく効果的な処遇を講ずることが喫緊の課題である。</p> <p>2 目的・目標</p> <p>アルコール（飲酒）の問題を有する犯罪者の実態及びその処遇について調査・分析することにより、その再犯防止と効果的な処遇を実施するのに必要な基礎資料を提供することを目的とする。</p> <p>3 具体的内容</p> <p>(1) 研究期間</p> <p>平成20年度から平成21年度の2か年計画</p> <p>(2) 研究内容</p> <p>ア アルコール（飲酒）の問題を有する受刑者及び保護観察対象者の実態と属性を調査することと併せ、本人に対するアンケート調査等を実施し、飲酒及び犯罪等に関する意識を調査する。</p> <p>イ アルコール（飲酒）に関して実施されている刑事施設での一般改善指導及び保護観察所の類型別処遇の実情を調査する。</p> <p>ウ アルコール（飲酒）に関して実施されている更生保護施設等の民間団体での処遇の実情を調査する。</p> <p>エ 国内の医療・福祉関係者、大学教授などの専門家を招へいし、現在のアルコール（飲酒）の問題に関する研究会を開催する。</p> <p>オ オーストラリア、イギリス等、物質乱用について先進的な施策を講じている海外諸国を対象とし、その処遇制度等について文献等により情報を収集する。特に、オーストラリアはアルコールを含む薬物乱用対策として2004年から新たな全国薬物戦略が展開され、連邦保健省のもと各種施策が実施されており、その運用及び実情を把握するためには、公刊物等による情報収集に加えて、現地に赴いて調査を行う必要がある。</p>

評価の内容

- 【必要性】 アルコール（飲酒）の問題を有する犯罪者に対しては、その再犯防止のために、対象者の問題性に即した、きめ細かな処遇が必要である。効果的かつ効率的な処遇について検討するためには、まず現状についての客観的な基礎資料が必要不可欠であるところ、アルコール（飲酒）の問題を有する者の犯罪一般及び処遇に焦点を当てた先行研究はない。そこで、現在行われている刑事施設、保護観察所等における処遇とその実情等について詳細に調査し、現状についての客観的な基礎資料を得て、本研究を行う必要がある。
- 【効率性】 アルコール（飲酒）の問題を有する犯罪者の再犯防止のための効果的な施策立案の基礎となる資料を提供するための調査分析には、犯罪の捜査・裁判・矯正・更生保護といった一連の刑事手続を横断的に研究する必要性が高いところ、本研究は、捜査・公判の実務経験のある検察官をはじめとして、刑務官、少年院教官、少年鑑別所心理技官、保護観察官としてアルコール（飲酒）に関連した犯罪者を処遇した実務経験を持つ研究官で構成するチームにより行うものであり、さらに、外国での先行研究と比較対照をしており、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。
- 【有効性】 本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の刑事政策における効果的な再犯防止策の在り方を検討する上で、出発点ともなる有用な資料となることが期待され、研究の有効性が認められる。
- 【評価】 本研究については、上記のとおり、必要性、効率性、有効性がそれぞれ認められる上、先行研究が行われていない本研究により得られると見込まれる成果は、アルコール（飲酒）の問題を有する犯罪者の実態を明らかにし、その再犯防止策を検討する上で貴重な基礎資料となり得るので、平成20年度に行うべき研究課題といえる。

備	考	
---	---	--